対価還元の手段に関する検討

平成29年6月

本小委員会において既に行った論点1「私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状」及び論点2「補償すべき範囲」の議論を踏まえ、今後、論点3「対価還元の手段」について議論を行う。

1. 検討にあたっての基本的考え方

「平成 28 年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について」を踏まえ、私的複製に係る補償の在り方及び対価還元の手段について、以下の 3 点を前提に検討を行う。

- ◆ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。
- ◆ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ◆ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがあることを踏まえ、補償制度を構築する上では社会的理解を得る必要がある。

2. 対価還元の手段としての選択肢(案)

これまでの議論において示された対価還元の手段を整理すると以下のとおり。

(1) 補償金制度

現在、私的録音に供されている機器・媒体が、私的録音録画補償金制度の対象となっていないことから、これらの機器・媒体を同制度の対象とする案。私的録音に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定団体を通じて権利者に分配するという制度。この案についてこれまで寄せられた意見は次のとおり。

- ▶ 私的録音録画に供される機器等が現行の補償金制度の対象となっておらず、実態を反映させるべき。
- ▶ 私的複製に汎用機器が供されるようになっているとして汎用機器を補償金の対象と

することは、その機器で私的複製を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、 妥当ではない。 .

- ▶ 汎用、専用の話は、ユーザーが支払義務者であるときの話である。メーカーの上げる 利益に着目した制度を考えた場合は、メーカーは専用、汎用の別なく複製機能を実装 した機器の販売から一定の利益を上げるという構造があるため、質的に異なる。
- ▶ 現行の補償金対象機器や媒体を政令指定する方式は状況変化に速やかに対応することができないため、私的複製に供される機能を有する製品・サービスを対象とした補償金制度を構築すべき。
- ▶ 補償金の対象を決定する手続として、例えば権利者や事業者が当事者として議論をするという手続も考えられるのではないか。
- ▶ 現行制度では事業者が協力義務者とされており、法律上の責任が明確ではない。事業者に対して法的強制力がないとなれば、補償金制度は事実上機能しない。
- ▶ 私的複製から利益を受けるという観点からすると、消費者だけでなく、コンテンツの 訴求力を利用して成果を上げる事業者等は、利害当事者として極めて大きな存在であ り、現行制度では協力義務者となっているが、本来は当事者として考えるべき存在で ある。消費者と権利者の利害調整というところから離れないと、この問題は解決しな いのではないか。よって、複製機能を提供する事業者を支払義務者とすべき。
- ▶ 著作権法の立てつけとして、複製をするユーザーの行為を飛ばしていきなり、複製機能を提供する事業者について議論するのは困難ではないか。
- ▶ 補償金制度は分配先についてアバウトな見立ての上に設計されているという主張があるが、一方で、家庭内での複製行為に介入することは適切ではなく、どのコンテンツが複製されているのかを把握することはできないのではないか。

論点となり得る事項

- ・対象となる機器・媒体・サービスの範囲 (汎用機器やクラウドサービスの取扱い)
- ・対象となる機器・媒体・サービスの決定方法
- ・現行法第104条の5に規定する「製造業者等」の位置づけ

等

(2) 契約と技術による対価還元

コンテンツの提供価格に私的録音の対価をあらかじめ上乗せする方式であり、DRM の状況等を踏まえて対価設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を経由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテン

ツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。この案について、これまで寄せられた意見 は以下のとおり。

- ▶ 原則として、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきものであり、 補償すべき損失がある場合には、例えば販売価格を見直す等の契約による解決を図る 機会を設けるべき。
- ▶ サービスの利便性が高くなればその分を利用料として新たに支払うということは、消費者として受け入れられる。補償金という形ではなく、新しいサービスやイノベーションを促進して、サービスの契約の中でクリエーターに対価還元が行われるべきであるう。
- ▶ インターネット配信が成長することにより、契約と技術で対応できる範囲が拡大していく。また、インターネット配信が増える中で対価を還元すると、対価の二重取りという問題が拡大する。
- ▶ コピー制御の技術の向上と直接課金の実現が増えてきている現状を踏まえ、私的複製をするか否かわからない消費者に補償金を支払わせるより、サービスを利用している消費者に契約で対価を還元してもらうというのが筋である。
- ▶ 2002年当時機能していたコピー制御技術であるSCMS(シリアル・コピー・マネジメント・システム)はもはや有効に機能しておらず、基本的にはコピー制限がない状態で音楽が回っている。

論点となり得る事項

- ・私的録音に係る対価をどのように設定するか
- ・現行の契約に与える影響

等

(3) クリエーター育成基金

限定的な環境で行われる私的録音という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するということには限界があることから、個々のクリエーターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使うという案。この案についてこれまで寄せられた意見は次のとおり。

- ▶ 現行の補償金制度のように、現実の私的複製に対応して権利者に正確に分配をすることが難しい制度を維持するよりは、ある程度割り切って、クリエーターの育成に大きく舵を取った対価還元を志向すべき。
- ▶ 質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、補償金よりもむしろ、健全なるクリエーターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、消費者によって日本コンテンツの国際競争力を向上させる検討をする。

べき。

▶ クリエーター支援の在り方としては、例えば税制の優遇という方法もあるのではないか。

論点となり得る事項

- ・集約した対価を文化振興・クリエーター育成目的に支出することと私的録音との関係 をどのように説明するか
- ・財源をどのように確保するか
- ・支出する事業をいかに決定するか

等